

# 甲第10号証

J R サービック労働組合

## ジャストニュース

No. 33

2024年 8月 4日

J R サービック労働組合  
発行責任者 柳楽 関

# 年間休日数120日を要求します！！

## JS労は、就業規則の改正に 関する申し入れを行いました!!

サービックは、2024年4月1日に就業規則の改正を行いました。就業規則の年間休日数120日記載の記事欄から「本社及び」の文字が無くなりました。

JS労は、基準労働時間が7時間45分で同じなのに年間休日数が本社社員は120日、現場の事業所で働く社員は113日で7日間少ないことを指摘し、現場で働く社員も本社社員と同様に年間休日数を120日とする要求を行ってきました。そして、年間休日数に関する申し入れの団体交渉を2回開催しましたが、サービックは「就業規則で定められているので問題ない」「いつ決まったかはわからない」「誰も知らない」と不誠実な回答で終始しましたが、しかし、最終的には「先ずは本社から各事業所へ広げて行く」と回答しました。

ところが会社は、4月1日に就業規則の改正をこっそり行い「会社が指定する社員」としていたのです。これが、「各事業所へ広げて行くことになるのでしょうか？

ところで、就業規則を変更する場合は、労基署に就業規則変更届と労働組合または労働者の過半数を代表する者の意見書、変更後の就業規則の3つを提出する必要があります。特に労働組合（サービック労働組合）または労働者の過半数を代表する者の意見は必ず聴くことが労基法によって定められています。

サービックは、サービック労働組合に対し「本社及び」の削除について説明を行っています。サービック労働組合は、「改正」について何と意見を言ったのでしょうか？また、組合員に説明をしたのでしょうか？各事業所の年間休日数113日について改善の申し入れを行ったのでしょうか？

JS労は、今回の就業規則の改正について徹底的に会社に説明を求め、年間休日数120日の実現を目指します！！

アドレス・jsrou@yahoo.ne.jp